

証券コード 9218
(発信日) 2024年3月12日
(電子提供措置開始日) 2024年3月7日

株 主 各 位

東京都港区赤坂3-16-11 東海赤坂ビル4階
株式会社メンタルヘルステクノロジーズ
代表取締役社長 刀 禰 真之介

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（アドレス <https://mh-tec.co.jp/ir/>）
（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「メンタルヘルステクノロジーズ」又は「コード」に当社証券コード「9218」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 正午(午前12時) 受付開始: 午前11時30分
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目5番6号
トスラブ山王健保会館 2階 多目的ホール
(会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第13期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
1. 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 3. インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には掲載していません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

[インターネット又は郵送による議決権行使について]

## 1. インターネットによる議決権行使

### (1) 「スマート行使」による方法

- ①本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片に記載のQRコード※1をスマートフォン等※2にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- ②「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。  
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（2）の方法により再度ご行使いただく必要があります。

### (2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- ①当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ②議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ③パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- ④パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

## 2. 郵送による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は記載面保護シールをお使いになれます。

## 3. その他

- (1) 議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

#### 4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524（年末年始を除く 9：00～21：00）

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（又は機能）が導入されていることが必要です。

# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済においては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後のイベント再開や観光等のインバウンド需要の増加等により経済活動再開の動きが活発化しましたが、円安進行、中国経済の減速、東欧や中東の地政学リスクの高まり等の下押し要因により、全体としては不透明感のぬぐえない状況となりました。

このような状況のなかで当社グループは、不確実な環境下でも着実な成長を実現できるように、主力事業であるメンタルヘルスソリューション事業において「ELPIS」のサービス強化や顧客サポート体制の向上に取り組みました。また、前連結会計年度に新規サービス提供を目的として設立した子会社「株式会社ヘルスケアDX」、東海地域における営業基盤の強化等を目指して連結子会社化した「株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所」も業績を伸ばしており、当社グループの成長に寄与しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,608,600千円（前連結会計年度比14.0%増）、営業利益は501,093千円（同35.5%増）、経常利益は495,854千円（同43.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は441,371千円（同66.5%増）となりました。

セグメント別業績は次のとおりであります。

※2024年1月より、デジタルマーケティング事業部を、ビジネス・インキュベーション部へと改組しております。

#### イ. メンタルヘルスソリューション事業

当連結会計年度においては、大手上場企業を主な対象としたコンサルティング提案営業の体制を整備し、既存顧客への追加サービスの提案や追加の事業場獲得などの契約単価向上施策を取ってまいりました。また、新規顧客獲得のための追加のマーケティング施策を実施しました。さらに、東海地域においては「株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所」が売上に貢献しました。「株式会社ヘルスケアDX」のメンタルクリニック運営支援も軌道に乗り始めております。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高2,173,595千円（前連結会計年度比43.0%増）、セグメント利益278,352千円（同233.2%増）となりました。

#### ロ. メディカルキャリア支援事業

当連結会計年度においては、自治体や職場における新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の体制構築に係る医師紹介等による売上は前連結会計年度と比較して減少しました。しかしながら、医師の転職市場の環境変化に柔軟に対応したことにより、常勤医師の紹介は予想を上回る結果となりました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高370,753千円（前連結会計年度比46.9%減）、セグメント利益177,887千円（同46.4%減）となりました。

#### ハ. デジタルマーケティング事業

当連結会計年度においては、Webサイト制作受注市場での個人事業主との価格競争による受注単価及び粗利の低下傾向を受けて、医学会を中心とした既存顧客の保守案件の受注に注力しました。また、デジタルマーケティング支援業務では、グループ内事業のウェビナー等による集客サービスを活発化させ、マーケティングを内製化することにより全体の利益率向上に寄与しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高64,251千円（前連結会計年度比8.4%減）、セグメント利益55,253千円（同343.9%増）となりました。

#### 事業別売上高

| 事業区分             | 第12期<br>(2022年12月期)<br>(前連結会計年度) |        | 第13期<br>(2023年12月期)<br>(当連結会計年度) |        | 前連結会計年度比 |        |
|------------------|----------------------------------|--------|----------------------------------|--------|----------|--------|
|                  | 金額(千円)                           | 構成比    | 金額(千円)                           | 構成比    | 金額(千円)   | 増減率    |
| メンタルヘルスソリューション事業 | 1,519,486                        | 66.4%  | 2,173,595                        | 83.3%  | 654,108  | 43.0%  |
| メディカルキャリア支援事業    | 698,534                          | 30.5%  | 370,753                          | 14.2%  | △327,780 | △46.9% |
| デジタルマーケティング事業    | 70,168                           | 3.1%   | 64,251                           | 2.5%   | △5,916   | △8.4%  |
| 合計               | 2,288,188                        | 100.0% | 2,608,600                        | 100.0% | 320,411  | 14.0%  |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資等の総額は42,005千円であります。その内訳は建物11,445千円、建物附属設備が10,538千円、工具、器具及び備品が8,860千円、ソフトウェアが11,160千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より404,000千円の資金調達を行いました。また新株予約権の行使に伴い18,800千円の資金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第10期<br>(2020年12月期) | 第11期<br>(2021年12月期) | 第12期<br>(2022年12月期) | 第13期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年12月期) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (千円)                 | —                   | —                   | 2,288,188           | 2,608,600                        |
| 経常利益 (千円)                | —                   | —                   | 345,674             | 495,854                          |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | —                   | —                   | 265,121             | 441,371                          |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | —                   | —                   | 27.19               | 44.29                            |
| 総資産 (千円)                 | —                   | —                   | 1,296,114           | 1,733,835                        |
| 純資産 (千円)                 | —                   | —                   | 655,369             | 1,115,516                        |
| 1株当たり純資産 (円)             | —                   | —                   | 66.63               | 110.31                           |

(注) 第12期より連結計算書類を作成しているため、第11期以前の各数値については記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第10期<br>(2020年12月期) | 第11期<br>(2021年12月期) | 第12期<br>(2022年12月期) | 第13期<br>(当事業年度)<br>(2023年12月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高 (千円)       | 304,064             | 342,708             | 498,517             | 567,907                        |
| 経常利益 (千円)      | 1,460               | 38,933              | 42,420              | 166,904                        |
| 当期純利益 (千円)     | 316                 | 39,905              | 36,407              | 194,078                        |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 0.04                | 4.47                | 3.73                | 19.47                          |
| 総資産 (千円)       | 721,957             | 823,153             | 1,054,677           | 1,387,694                      |
| 純資産 (千円)       | 451,253             | 579,058             | 758,295             | 971,148                        |
| 1株当たり純資産 (円)   | △15.71              | 60.53               | 77.10               | 96.03                          |

(注) 第12期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第12期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資 本 金<br>(千円) | 当社の議決権比率<br>(%) | 主 要 な 事 業 内 容    |
|---------------------------|---------------|-----------------|------------------|
| 株 式 会 社 A v e n i r       | 60,000        | 100.0           | メンタルヘルスソリューション事業 |
| 株式会社ヘルスケアDX               | 20,000        | 100.0           | メンタルヘルスソリューション事業 |
| 株式会社明照会労働衛生<br>コンサルタント事務所 | 1,000         | 100.0           | メンタルヘルスソリューション事業 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として、下記の4点があると考えております。

#### ① 収益基盤の強化

当社グループは、これまでも各事業において、収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するために、さらなる収益基盤の強化が重要な課題であると認識しております。

この課題に対応するために、まずメンタルヘルスに関する認知活動の強化が重要であると考え、メディアやセミナーを通じたメンタルヘルスに関する広報活動を強化するため、2024年1月にデジタルマーケティング事業部をビジネス・インキュベーション部へ改組し、グループ内のマーケティング支援活動及び新規事業開発を行うことといたしました。加えて、当社の事業と親和性の高い企業との業務提携や企業の買収などを通じ、業容拡大を目指しております。

また、メンタルヘルスソリューション事業においては、多くの職場でのメンタルヘルスケア、健康経営に貢献できるようなサービスコンテンツの開発や、産業医の登録数の増加と産業医業務の質的向上、カスタマーサクセスチームによるカスタマーサポート体制の一層の強化が必要であると考えております。メディカルキャリア支援事業においては、求職医師の登録数の増加、求人医療機関数の増加等を実現するための方策の検討、「株式会社ヘルスケアDX」のクリニック運営支援を通じた医療機関ネットワークの構築などを進めてまいります。

## ② サービスの健全性の維持及び向上

当社グループの事業において、インターネットを通じたビジネスとなっているものに関しては、システムを安定的に稼働させることが重要な課題であると認識しております。今後においても、セキュリティの向上等に適時に対応し、技術革新等の事業環境の変化にも柔軟に対応できるシステム開発体制を構築することで、システムの安定稼働や高度なセキュリティが担保されたサービス運営に努めてまいります。

## ③ 組織力、内部管理体制の強化

### イ. 優秀な人材の確保及び育成

当社グループでは、産業保健、メンタルヘルス、医療関連の専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。事業規模に応じた効率的な運営を意識し、高度な知識・経験のある人材の確保に積極的に取り組んでまいります。また、人材育成のために各種研修等の教育・研修制度も充実させてまいります。

### ロ. 内部管理体制の強化

当社グループが継続的に成長し続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

### ハ. 情報管理体制の強化

当社グループでは、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、「個人情報保護規程」の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、情報管理体制を構築しております。今後においても、コンプライアンスを重視し、情報管理体制の強化に努めてまいります。

## ④ 財務体質の強化

当社グループの中核事業であるメンタルヘルソリューション事業においては、現状を未だ投資フェーズと捉えており、事業の親和性の高い企業の買収や、サービス開発・広告宣伝等に注力しております。そのため、事業拡大のための成長資金の調達も視野に入れ、資金調達の多様化を含む財務体質の強化を図っていきたいと考えております。

### (5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

| 事業区分             | 事業内容                                                                                                             |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メンタルヘルスソリューション事業 | 「産業医クラウド」(産業医、保健師、健康管理スタッフによる役務提供サービス及びクラウド型メンタルヘルスケアサービス「ELPIS」)の提供、クラウド型メンタルヘルスケアサービス「ELPIS」の開発、メンタルクリニックの運営支援 |
| メディカルキャリア支援事業    | 医療職向け転職支援                                                                                                        |
| デジタルマーケティング事業    | Web制作、マーケティング支援                                                                                                  |

### (6) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

#### ① 当社

|    |       |
|----|-------|
| 本社 | 東京都港区 |
|----|-------|

#### ② 子会社

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 株式会社Avenir            | 本社(東京都港区)  |
| 株式会社ヘルスケアDX           | 本社(東京都港区)  |
| 株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所 | 本社(愛知県名古屋) |

### (7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分             | 使用人数(名) | 前連結会計年度末比増減 |
|------------------|---------|-------------|
| メンタルヘルスソリューション事業 | 63      | 3名増         |
| メディカルキャリア支援事業    | 8       | 1名減         |
| デジタルマーケティング事業    | 4       | 3名減         |
| 報告セグメント計         | 75      | 1名減         |
| 全社(共通)           | 17      | 1名増         |
| 合計               | 92      | 0名          |

(注) 1. 使用人数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向

者を含む就業人員数であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

## ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 20名  | 2名減       | 41.5歳 | 4.1年   |

- (注) 1. 使用人数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 163,337千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 67,150千円  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 66,800千円  |
| 株式会社三井住友銀行   | 35,200千円  |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 36,000,000株

② 発行済株式の総数 10,107,300株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は272,000株増加しております。

③ 株主数 2,856名

④ 大株主

| 株主名                             | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|---------------------------------|-----------|----------|
| 刀禰 真之介                          | 3,506,000 | 34.69    |
| 第一生命保険株式会社                      | 481,800   | 4.77     |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)             | 460,700   | 4.56     |
| 株式会社Orchestra Investment        | 420,000   | 4.16     |
| 株式会社シグマクシス・インベストメント             | 389,800   | 3.86     |
| JPモルガン証券株式会社                    | 319,600   | 3.16     |
| 原島 健輔                           | 239,000   | 2.36     |
| ファストトラックイニシアティブ<br>2号投資事業有限責任組合 | 176,700   | 1.75     |
| 株式会社杏林舎                         | 150,000   | 1.48     |
| 山田真弘                            | 130,000   | 1.29     |

(注) 持株比率は自己株式 (64株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                            |                     | 第 5 回 新 株 予 約 権                              | 第 9 回 新 株 予 約 権                            |
|----------------------------|---------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                  |                     | 2014年10月31日                                  | 2019年12月13日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数              |                     | 100個                                         | 40個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |                     | 普通株式 200,000株<br>(新株予約権1個につき 2,000株)         | 普通株式 80,000株<br>(新株予約権1個につき 2,000株)        |
| 新株予約権の払込金額                 |                     | 新株予約権と引き換えに<br>払い込みは要しない                     | 新株予約権と引き換えに<br>払い込みは要しない                   |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 80,000円<br>(1株当たり 40円)            | 新株予約権1個当たり 300,000円<br>(1株当たり 150円)        |
| 権 利 行 使 期 間                |                     | 2016年11月1日から<br>2024年10月31日まで                | 2021年12月15日から<br>2029年12月14日まで             |
| 行 使 の 条 件                  |                     | (注) 1.                                       | (注) 1.                                     |
| 役 員 の<br>保 有 状 況           | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 200,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 30,000株<br>保有者数 1名 |
|                            | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       |
|                            | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       |

|                        |                   | 第10回新株予約権                                 | 第11回新株予約権                                      |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2019年12月13日                               | 2022年5月13日                                     |
| 新株予約権の数                |                   | 23個                                       | 4,432個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 46,000株<br>(新株予約権1個につき 2,000株)       | 普通株式 443,200株<br>(新株予約権1個につき 100株)             |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引き換えに<br>払い込みは要しない                  | 100円                                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 300,000円<br>(1株当たり 150円)       | 新株予約権1個当たり 76,700円<br>(1株当たり 767円)             |
| 権利行使期間                 |                   | 2019年12月15日から<br>2029年12月14日まで            | 2024年4月1日から<br>2032年5月31日まで                    |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1.                                    | (注) 2.                                         |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      | 新株予約権の数 2,372個<br>目的となる株式数 242,200株<br>保有者数 2名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 2名    |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 150個<br>目的となる株式数 15,000株<br>保有者数 3名    |

|                        |                             |                                             |
|------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------|
|                        |                             | 第12回新株予約権                                   |
| 発行決議日                  |                             | 2022年12月15日                                 |
| 新株予約権の数                |                             | 1,000個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                             | 普通株式 100,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)          |
| 新株予約権の払込金額             |                             | 100円                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                             | 新株予約権1個当たり 139,100円<br>(1株当たり 1,391円)       |
| 権利行使期間                 |                             | 2027年4月1日から<br>2033年1月30日まで                 |
| 行使の条件                  |                             | (注) 3.                                      |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く)<br>(注) 4. | 新株予約権の数 400個<br>目的となる株式数 40,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役                       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        |
|                        | 監査役                         | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        |

(注) 1. 新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、又は顧問、嘱託その他これに準ずる地位にある者のうち当社の取締役会が認める者のいづれでもなくなった場合には、本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。

ロ) 本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。

2. 新株予約権の行使の主な条件は、下記のとおりであります。

イ) 新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された売上が3,200百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

ロ) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査



役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると、取締役会が認めた場合はこの限りでない。

ハ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

3. 新株予約権の行使の主な条件は、下記のとおりであります。

イ) 新株予約権者は、2026年12月期から2028年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上が4,800百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

ロ) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると、取締役会が認めた場合はこの限りでない。

ハ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

4. 取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |                 | 第12回新株予約権                     |                       |
|------------------------|-----------------|-------------------------------|-----------------------|
| 発行決議日                  |                 | 2022年12月15日                   |                       |
| 新株予約権の数                |                 | 1,000個                        |                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                 | 普通株式<br>(新株予約権1個につき           | 100,000株<br>100株)     |
| 新株予約権の払込金額             |                 | 100円                          |                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                 | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)         | 139,100円<br>1,391円)   |
| 権利行使期間                 |                 | 2027年4月1日から<br>2033年1月30日まで   |                       |
| 行使の条件                  |                 | (注)                           |                       |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当社使用人           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数 | 400個<br>40,000株<br>1名 |
|                        | 子会社の役員<br>及び使用人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数 | 600個<br>60,000株<br>7名 |

(注) 新株予約権の行使の主な条件は、下記のとおりであります。

- イ) 新株予約権者は、2026年12月期から2028年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が4,800百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ロ) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると、取締役会が認めた場合はこの限りでない。
- ハ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                          |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 刀 禰 真 之 介 | 株式会社Avenir 代表取締役社長<br>株式会社ヘルスケアDX 代表取締役社長<br>株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所 取締役                                                                                                           |
| 取 締 役     | 松 本 裕 介   | デジタルマーケティング事業部長<br>株式会社ヘルスケアDX 取締役                                                                                                                                               |
| 取 締 役     | 松 浦 優     | 社長室室長兼コーポレート本部担当<br>株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所 取締役                                                                                                                                    |
| 取 締 役     | 浅 川 秀 治   | ティップコパートナーソリューションズ株式会社 カントリー<br>マネージャー                                                                                                                                           |
| 取 締 役     | 小 原 毅 也   | 株式会社トポロジ 代表取締役<br>日本公共収納株式会社 代表取締役<br>オリックス株式会社 非常勤顧問<br>プリマジェスト株式会社 社外取締役<br>エイチ・シー・ネットワークス株式会社 社外取締役<br>Apresia Systems株式会社 社外取締役<br>株式会社インフォマティクス 社外取締役<br>株式会社ディーエイチシー 社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 中 村 幸 雄   | 株式会社Avenir 監査役<br>株式会社ヘルスケアDX 監査役<br>株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所 監査役                                                                                                                   |
| 監 査 役     | 高 橋 勝     | 福井コンピュータホールディングス株式会社 社外取締役<br>センクス監査法人 統括代表社員<br>NISSIN FOODS COMPANY LIMITED (HK LISTED<br>COMPANY) Independent Non-executive Director                                          |
| 監 査 役     | 森 理 俊     | S&W国際法律事務所 Managing Partner<br>株式会社Monozukuri Ventures Holdings 監査役<br>ハックベンチャーズ株式会社 社外取締役<br>株式会社AtoJ 代表取締役                                                                     |

- (注) 1. 取締役 浅川秀治氏及び取締役 小原毅也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高橋勝氏及び監査役 森理俊氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 高橋勝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 森理俊氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、浅川秀治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とした、会社法第430の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであり、その保険料は全額当社が負担しております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約により填補されません。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合的に考慮して決定しております。報酬等の水準については、適宜、必要に応じて、外部調査機関の役員報酬調査データ等を用いて同業他社との客観的な比較検証等を行い、取締役各個人として果たすべき職責に相応しい水準としております。

なお、取締役の報酬額については取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬額については監査役の協議にて決定しております。また、現在は固定報酬のみで、業績連動報酬及び非金銭報酬は導入しておりません。加えて、役員に対する退職慰労金の制度も導入しておりません。

かかる方針は、取締役会で決定しております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についても、上記の方針に基づいて取締役会にて決定していることから、上記方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬限度額は、2023年3月30日開催の定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とご承認いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）であ

ります。

また、監査役の報酬限度額は、2019年3月29日開催の定時株主総会において年額15百万円以内とご承認いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る監査役の員数は2名であります。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |          |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-------------------|-------------------|----------|----------|-----------------------|
|                    |                   | 基 本 報 酬           | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 24,600<br>(2,400) | 24,600<br>(2,400) | －<br>(－) | －<br>(－) | 4<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 7,752<br>(2,400)  | 7,752<br>(2,400)  | －<br>(－) | －<br>(－) | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 30,552<br>(4,800) | 30,552<br>(4,800) | －<br>(－) | －<br>(－) | 7<br>(4)              |

(注) 1. 取締役の支給人員には、2023年3月30日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役2名を除いております。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません

#### ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

#### 二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

#### ⑤ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「(3)会社役員の状況①取締役及び監査役の状況（2023年12月31日現在）」に記載のとおりであります。

・社外取締役 浅川秀治氏

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役 小原毅也氏

小原氏が代表取締役を務める株式会社トポロジは、当社がプログラム・プロダクトリース

契約を締結しているソフトウェア製品の開発元であります。

- ・ 社外監査役 高橋勝氏

当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・ 社外監査役 森理俊氏

当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

#### □. 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                          |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 浅川 秀治 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。会社経営、特にIT業務に関連して豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立した立場で監督、提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                          |
| 取締役 小原 毅也 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。主に会社経営に関して豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立した立場で監督、提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                |
| 監査役 高橋 勝  | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。   |
| 監査役 森 理 俊 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回に、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 かがやき監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額（千円） |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16,500    |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,500    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、配当を検討したいと考えておりますが、当面は内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。このことから創業以来配当を実施しておらず、今後についても現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

また、内部留保金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成を始めとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、毎年12月31日を基準日とする期末配当、及び毎年6月30日を基準日とする中間配当の年2回を基本方針としており、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。剰余金の配当等の決定機関は、期末配当は株主総会であり、中間配当は取締役会であります。



## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,335,626</b> | <b>流動負債</b>    | <b>405,858</b>   |
| 現金及び預金          | 913,714          | 買掛金            | 96,547           |
| 売掛金             | 365,411          | 短期借入金          | 35,200           |
| 仕掛品             | 70               | 1年内返済予定の長期借入金  | 84,826           |
| 貯蔵品             | 2,414            | 未払金            | 71,383           |
| 未収入金            | 30,685           | 未払法人税等         | 57,065           |
| 前払費用            | 27,646           | 未払消費税等         | 44,960           |
| その他の金           | 7                | 契約負債           | 9,449            |
| 貸倒引当金           | △4,324           | 預り金            | 5,526            |
| <b>固定資産</b>     | <b>398,209</b>   | 賞与引当金          | 900              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>38,009</b>    | <b>固定負債</b>    | <b>212,461</b>   |
| 建物              | 27,951           | 長期借入金          | 212,461          |
| 工具、器具及び備品       | 10,058           | <b>負債合計</b>    | <b>618,319</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>256,514</b>   | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| のれん             | 177,567          | <b>株主資本</b>    | <b>1,114,973</b> |
| ソフトウェア          | 42,350           | 資本金            | 540,269          |
| ソフトウェア仮勘定       | 36,595           | 資本剰余金          | 531,349          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>103,685</b>   | 利益剰余金          | 43,432           |
| 出資金             | 31               | 自己株式           | △78              |
| 長期前払費用          | 4,399            | 新株予約権          | 543              |
| 差入保証金           | 28,463           | <b>純資産合計</b>   | <b>1,115,516</b> |
| 繰延税金資産          | 70,790           | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,733,835</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,733,835</b> |                |                  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年 1月 1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 2,608,600 |
| 売上原価            | 1,161,579 |
| 売上総利益           | 1,447,021 |
| 販売費及び一般管理費      | 945,927   |
| 営業利益            | 501,093   |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 7         |
| 受取配当金           | 0         |
| 雑収入             | 16        |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 3,241     |
| 新株予約権発行費        | 22        |
| 雑損              | 2,000     |
| 経常利益            | 495,854   |
| 経常外利益           |           |
| 新株予約権戻入益        | 88        |
| 受取損害賠償金         | 26,889    |
| 税金等調整前当期純利益     | 522,831   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 118,244   |
| 法人税等調整額         | △36,784   |
| 当期純利益           | 441,371   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | -         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 441,371   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>849,873</b>   | <b>流動負債</b>      | <b>204,084</b>   |
| 現金及び預金          | 555,155          | 買掛金              | 6,268            |
| 売掛金             | 253,230          | 短期借入金            | 35,200           |
| 仕掛金             | 70               | 1年内返済予定の借入金      | 84,826           |
| 貯蔵品             | 65               | 長期未払金            | 25,661           |
| 未収入金            | 4,812            | 未払法人税等           | 27,101           |
| 短期貸付金           | 20,000           | 未払消費税等           | 21,741           |
| 前払費用            | 17,324           | 未払引当金            | 1,402            |
| 貸倒引当金           | △788             | 預り金              | 1,882            |
| <b>固定資産</b>     | <b>537,820</b>   | <b>固定負債</b>      | <b>212,461</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,798</b>     | 長期借入金            | 212,461          |
| 建物附属設備          | 946              | <b>負債合計</b>      | <b>416,545</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 7,851            | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>69,552</b>    | <b>株主資本</b>      | <b>970,605</b>   |
| ソフトウェア          | 40,711           | 資本金              | 540,269          |
| ソフトウェア仮勘定       | 28,840           | 資本剰余金            | 531,369          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>459,469</b>   | 資本準備金            | 531,369          |
| 関係会社株式          | 381,785          | 利益剰余金            | △100,954         |
| 出資              | 31               | その他利益剰余金         | △100,954         |
| 長期前払費用          | 523              | 繰越利益剰余金          | △100,954         |
| 差入保証金           | 16,264           | 自己株式             | △78              |
| 繰延税金資産          | 60,864           | 新株予約権            | 543              |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,387,694</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>971,148</b>   |
|                 |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,387,694</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 金 額     |
|--------------|---------|---------|
| 売上高          |         | 567,907 |
| 売上原価         |         | 80,030  |
| 売上総利益        |         | 487,876 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 322,846 |
| 営業利益         |         | 165,029 |
| 営業外収益        |         |         |
| 受取利息         | 7,138   |         |
| 受取配当金        | 0       | 7,138   |
| 営業外費用        |         |         |
| 支払利息         | 3,241   |         |
| 新株予約権発行費     | 22      |         |
| 雑損           | 2,000   | 5,264   |
| 経常利益         |         | 166,904 |
| 特別利益         |         |         |
| 新株予約権戻入益     | 88      | 88      |
| 税引前当期純利益     |         | 166,992 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 24,967  |         |
| 法人税等調整額      | △52,053 | △27,086 |
| 当期純利益        |         | 194,078 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ  
取締役会 御中

### かがやき監査法人

東京事務所

|                        |           |     |     |
|------------------------|-----------|-----|-----|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 奥 村 | 隆 志 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 林   | 克 則 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メンタルヘルステクノロジーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

1. 連結注記表の9 重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2024年1月17日開催の取締役会において株式会社タスクフォースの全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。
2. 連結注記表の9 重要な後発事象に関する注記（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は2024年1月31日開催の取締役会において多額な資金の借入を決議し、同日付で金銭消費貸借契約を締結している。

これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記

事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ  
取締役会 御中

### かがやき監査法人

東京事務所

|                        |           |     |     |
|------------------------|-----------|-----|-----|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 奥 村 | 隆 志 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 林   | 克 則 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2023年1月1日から2023年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

- 個別注記表の11 重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2024年1月17日開催の取締役会において株式会社タスクフォースの全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。
- 個別注記表の11 重要な後発事象に関する注記（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は2024年1月31日開催の取締役会において多額な資金の借入を決議し、同日付で金銭消費貸借契約を締結している。

これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。



## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記

事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人がかやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

監 査 役 会

常勤監査役 中 村 幸 雄 ㊟

社外監査役 高 橋 勝 ㊟

社外監査役 森 理 俊 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役任期の満了する時までとなります。

新任取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| お ぐら ゆき お<br>小 倉 行 雄<br>(1973年5月14日)                                                                                                      | 1998年 5月 安城更生病院研修医<br>2000年 4月 安城更生病院外科<br>2002年 6月 知多市民病院外科<br>2003年 4月 名古屋大学付属病院小児外科医員<br>2005年 5月 メディカルライフ青空クリニック院長<br>2008年 2月 医療法人社団明照会設立 理事長(現任)<br>2022年12月 株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所 代表取締役(現任)<br>2024年 2月 株式会社タスクフォース 取締役(現任) | —              |
| <b>【選任理由】</b><br>同氏は、医療分野において培った経験と医療法人経営者としての豊富な知識を有しており、当社の子会社である株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所の代表取締役を務めております。当社グループのさらなる発展のために、選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                    |                |

- (注) 1. 当社と小倉行雄氏は、2022年12月よりヘルスケア及び医療関連サービスの新規事業開発等に係る協業を企図した顧問契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認された場合は顧問契約を合意解約する予定であります。
- なお、小倉行雄氏が代表を務める医療法人社団明照会は、当社にホームページ制作を委託しております。また、当社の完全子会社である(株)明照会労働衛生コンサルタント事務所は、同氏が100%の議決権を保有する(株)名古屋メディカルネットワークに予防接種手配関連業務の一部を委託しております。そのほか、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とした、会社法第430の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであり、その保険料は全額当社が負担しております。ただし、故意又は重大失に起因して生じた損害は当該保険契約により填補されません。小倉行雄氏の選任が承認された場合は、同氏も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 株主総会会場ご案内図

会場： 東京都港区赤坂二丁目5番6号  
トスラブ山王健保会館 2階 多目的ホール  
TEL 03-5570-1803



|    |                      |             |
|----|----------------------|-------------|
| 交通 | 地下鉄銀座線・南北線「溜池山王駅」下車  | 10番出口より徒歩4分 |
|    | 地下鉄千代田線「赤坂駅」下車       | 2番出口より徒歩5分  |
|    | 地下鉄銀座線・丸ノ内線「赤坂見附駅」下車 | 10番出口より徒歩7分 |

◎株主総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。